

2580



事務連絡(保187) F
平成19年1月25日

都道府県医師会事務局長 殿

日本医師会保険医療課

文書一部訂正のお願いについて

平成19年1月24日付事務連絡(保184)としてご連絡申し上げました「ケタミンの調剤等に係る麻薬加算等の算定について」におきましては、【参考】として「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)の「別表第一」医科診療報酬点数表における麻薬にかかる主な加算等」をお示ししたところでございます。

現在薬価基準に記載されているケタミンは注射薬であります。【参考】としてお示した麻薬にかかる主な加算等については、注射薬を対象としないもの等、当該製剤の使用に当たってふさわしくない項目が含まれておりました。

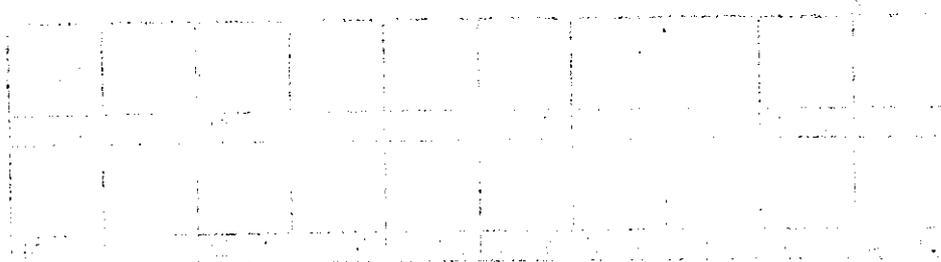
つきましては、お送りした文書中2枚目の【参考】「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)の「別表第一」医科診療報酬点数表における麻薬にかかる主な加算等」につきましては、廃棄いただきますようお願い申し上げます。なお、お送りした文書中1枚目には変更はありません。

また、都道府県医師会宛文書管理システム掲載分につきましては、修正済みであります。

以上、誠に恐縮でございますが、何卒よろしくようお願い申し上げます。

(参考)

1. ケタミンの調剤等に係る麻薬加算等の算定について
(平成19年1月24日付事務連絡(保184))



このページに変更はありません。

事務連絡(保184)
平成19年1月24日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満

ケタミンの調剤等に係る麻薬加算等の算定について

ケタミン(ケタミンを含有する医薬品としてケタラール筋注用500mg, ケタラール静注用200mg)は薬価基準収載医薬品ではありますが、麻薬と同種の有害作用を有すること及び同種の濫用のおそれの確認されたことから、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」(平成18年3月23日政令第59号)をもって、新たに麻薬として指定されたところであります。

当該改正について平成19年1月1日から施行されることに伴い、平成19年1月1日以降、ケタミンを調剤した場合は、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)(いわゆる点数表)の規定に基づき所定の点数を加算することが可能となりました。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌3月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. ケタミンの調剤に係る麻薬加算等の算定について

(平18.12.28 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

[参 考]

このページは「廃棄」してください。

診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)の「別表第一」医科診療報酬点数表における麻薬にかかる主な加算等

別表第一 医科診療報酬点数表

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等 区分B008 薬剤管理指導料 注2

第2部 在宅医療 区分C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料 注2

第5部 投薬 区分F000 調剤料 注

区分F100 処方料 注2

第6部 注射 通則5

(日本医師会保険医療課)